

		所要時間				
		20分未満	30分未満	30分以上60分未満	60分以上90分未満	
介護 予防 訪問 看護 費	看護 師	1割負担	325円	483円	850円	1167円
		2割負担	649円	965円	1699円	2333円
		3割負担	973円	1448円	2549円	3499円
	准 看護 師	1割負担	293円	435円	765円	1050円
		2割負担	585円	869円	1530円	2100円
		3割負担	877円	1304円	2295円	3149円
(20分未満の要件) 看護師による20分以上の介護予防訪問看護を週1回以上実施していること 利用者様からの連絡に応じて、訪問看護を24時間行える体制であること						
含 訪 問 学 を 療 行 法 士 等 が		1日2回までの実施	1日2回を超えて実施する場合			
	1割負担	304円	152円			
	2割負担	608円	304円			
	3割負担	912円	456円			

※理学療法士の訪問は週6回を限度とします。

加 算	特別管理加算 (Ⅰ)	1割負担	535円/月	在宅悪性腫瘍等患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態である場合。
		2割負担	1070円/月	
		3割負担	1605円/月	
	特別管理加算 (Ⅱ)	1割負担	268円/月	在宅酸素療法指導管理等を受けている状態や真皮を越える褥瘡の状態等である場合。
		2割負担	535円/月	
		3割負担	803円/月	
	緊急時介護予防 訪問看護加算 (Ⅰ)	1割負担	642円/月	利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して24時間連絡体制にあって、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う場合に加算されます。1月以内の2回目以降の緊急時訪問については、早朝・夜間(日中の1.25倍)、深夜(日中の1.5倍)の加算を算定します。
		2割負担	1284円/月	
		3割負担	1926円/月	
	緊急時介護予防 訪問看護加算 (Ⅱ)	1割負担	615円/月	利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して24時間連絡体制にあって、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う場合に加算されます。1月以内の2回目以降の緊急時訪問については、早朝・夜間(日中の1.25倍)、深夜(日中の1.5倍)の加算を算定します。
		2割負担	1229円/月	
		3割負担	1843円/月	
	退院時 共同指導加算	1割負担	642円/回	入院・入所中に看護師等が医療機関や老健施設と共同し在宅での療養に必要な指導を行い、その内容を文書により提供した後に初回の介護予防訪問看護を実施した場合1回(特別な管理を要する場合2回)に限り算定されます。初回加算が算定される場合は、算定されません。
		2割負担	1284円/回	
		3割負担	1926円/回	
	初回加算 (Ⅰ)	1割負担	375円/月	新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、病院、診療所又は介護保険施設から退院又は退所した日に指定訪問看護事業所の看護師が初回の指定訪問看護を行った場合に算定されます。
		2割負担	749円/月	
		3割負担	1124円/月	
	初回加算 (Ⅱ)	1割負担	321円/月	指定訪問看護事業所において、新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、病院、診療所又は介護保険施設から退院又は退所した日の翌日以降に初回の指定訪問看護を行った場合に算定されます。
2割負担		642円/月		
3割負担		963円/月		
複数名訪問加算 (Ⅰ)	30分未満		同時に複数の看護師等により介護予防訪問看護を行うことについて、利用者やその家族等の同意を得ている場合であり、身体的理由や暴力行為等により一人の訪問看護師等による介護予防訪問看護が困難と認められた場合に算定されます。	
	1割負担	272円/回		
	2割負担	544円/回		
	3割負担	816円/回		
	30分以上			
	1割負担	431円/回		
長時間介護予防 訪問看護加算	1割負担	321円/回	特別管理加算が算定される利用者について、1時間30分以上の介護予防訪問看護を行った場合に算定されます。	
	2割負担	642円/回		
	3割負担	963円/回		
同一建物減算1	同一敷地内建物等の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上に介護予防訪問看護を行う場合に、所定単位数の10%が減算されます。			
	同一敷地内建物等の利用者50人以上に介護予防訪問看護を行う場合に、所定単位数の15%が減算されます。			
理学療法士等による 訪問看護の減算	訪問看護事業所における前年度の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問回数、看護職員による訪問回数を超過していること、又は、前6月間において緊急時訪問看護加算、特別管理加算及び看護体制強化加算をいずれも算定している場合に1回につき所定単位数から8単位が減算されます。			
	利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に介護予防訪問看護を行った場合に1回につき所定単位数から15単位が減算されます。			
予訪問看護 12月超減算		<ul style="list-style-type: none"> ・早朝(午前 6時～午前 8時) 25/100加算 ・夜間(午後 6時～午後 10時) 25/100加算 ・深夜(午後 10時～翌朝 6時) 50/100加算 		